

子育てエコホーム支援事業 よくあるご質問

全体

最終更新日 2024/3/29

No	分類	分類	質問	回答	共通	更新日
1	全般		ワンストップ申請とはなんですか	<p>本キャンペーンを構成する4つの事業は、それぞれ独立した補助金事業です。各事業を併用するにあたり、それぞれの事務局に対して交付申請を行う必要があります。</p> <p>開口部と高効率給湯器は、同じ製品でも事業により補助額が異なるため、複数の事業にまたがるリフォーム工事を行った場合は、どの設備・製品を、どの事業に交付申請するかについて、施工業者が判断し手続きを行う必要があります。</p> <p>ワンストップ申請は、「ひとつの契約に基づく」リフォーム工事についての情報をまとめて登録することで、もっとも有利な補助額になるように工事を割り振り、各事業の交付申請を一括して作成・提出する【申請補助ツール】です。</p>	●	2023/12/27 2024/3/29
2	キャンペーンの他事業	窓リノベ	「子育てエコホーム支援事業」と「先進的窓リノベ2024事業」の違いはなんですか	<p>子育てエコホーム支援事業は、ZEHレベルの省エネ性能を満たす新築住宅や省エネ化を含む幅広いリフォームを対象にした事業で、開口部の断熱等改修にも補助を行います。</p> <p>先進的窓リノベ2024事業は、先進的な窓の断熱等改修に特化した事業で、求める性能と補助額が高いことが特徴です。</p> <p>どちらの事業も、住宅省エネ2024キャンペーンの参加事業ですが、補助対象となる製品や契約、着工の時期等の要件が異なりますので、それぞれの事業のホームページで公表される情報をよくご確認ください。</p>	●	2023/12/27
3	キャンペーンの他事業	賃貸集合給湯省エネ	「子育てエコホーム支援事業」と「賃貸集合給湯省エネ2024事業」の違いはなんですか	<p>子育てエコホーム支援事業は、長期優良住宅又はZEHレベルの省エネ性能を満たす新築住宅や省エネ化を含む幅広いリフォームを対象にした事業で、高効率給湯器にも補助を行います。</p> <p>賃貸集合給湯省エネ2024事業は、支援対象を既存賃貸集合住宅に特化した事業で、対象となる設備もより高性能なものに絞っており、一台あたりの補助額が高いことが特徴です。</p> <p>どちらの事業も、住宅省エネ2024キャンペーンの参加事業ですが、補助対象となる製品や着工の時期等の要件が異なりますので、それぞれの事業のホームページで公表される情報をよくご確認ください。</p>	●	2023/12/27
4	キャンペーンの他事業	給湯省エネ	「子育てエコホーム支援事業」と「給湯省エネ2024事業」の違いはなんですか	<p>子育てエコホーム支援事業は、ZEHレベルの省エネ性能を満たす新築住宅や省エネ化を含む幅広いリフォームを対象にした事業で、高効率給湯器にも補助を行います。</p> <p>給湯省エネ2024事業は、高効率給湯器の中でも、特に省エネ効果が高い製品に特化した事業で、求める性能と補助率が高いことが特徴です。</p> <p>どちらの事業も、住宅省エネ2024キャンペーンの参加事業ですが、補助対象となる製品や契約、着工の時期等に異なりますので、それぞれの事業のホームページで公表される情報をよくご確認ください。</p>	●	2023/12/27
5	予算		予算を使い切れば期限前でも申請を締め切る可能性はありますか(予算がなくなったら終了ですか)	<p>予算に達した時点で交付申請(予約含む)の受付を締め切る予定です。申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて、各事業それぞれ公表します。早めの申請をお願いします。</p>	●	2023/12/27
6	対象期間		対象期間前に、対象工事の着手をしているが、救済措置はないか。	<p>本事業の補助を受けるためには、公表している要件に合致している必要があります。</p>		2023/12/27
7	交付申請		誰が申請手続きを行いますか	<p>本事業は、事務局に登録された住宅省エネ支援事業者(建築事業者、販売事業者、施工業者)の申請手続きに基づき補助を行う事業です。 住宅取得者やリフォーム工事発注者は、契約を締結した事業者を通じて本補助金の還元を受けます。</p>		2023/12/27
8	交付申請		一般消費者が登録や申請を行うことはできますか	<p>できません。</p>	●	2023/12/27
9	交付申請		交付申請に費用はかかりますか	<p>申請に必要な証明書類の準備等に費用がかかることがあります。事務局が交付申請費用を請求することはありません。</p>	●	2023/12/27
10	交付申請		交付申請の手続きについて、住宅事業者が消費者へ手数料を請求してもよいか	<p>請求する場合、金額や内訳等について両方で事前に合意し、トラブルにならないように留意してください。 なお、同手続きによって報酬を受ける場合は、行政書士法の規定にご留意ください。</p>	●	2023/12/27
11	交付申請		交付申請の後、要件を満たさない事が判明した場合、どうなりますか	<p>審査中の場合は速やかに却下依頼を行ってください。 すでに交付決定されている場合、交付決定の取り消しになります。補助金の交付が既に行われている場合、補助金の返還が必要です。なお、返還にあたっては所定の加算金が付される場合があります。速やかに事務局にご報告ください。</p>	●	2023/12/27
12	補助金	還元	還元方法を「現金で支払う方法」にした場合、方法に指定はありますか 銀行振込や、事業者の独自ポイントでもよいか	<p>還元方法「現金で支払う方法」は、銀行振込を利用することをお勧めします。 振込手数料の負担は双方で協議してください。 なお、事業者の独自ポイントは現金にあたらぬため、還元方法として指定できません。</p>		2023/12/27

子育てエコホーム支援事業 よくあるご質問

全体

最終更新日 2024/3/29

No	分類	分類	質問	回答	共通	更新日
13	補助金	還元	還元方法を「契約に係る乙の甲に対する債務(最終支払いに限る)に充当する方法」にした場合、最終支払いが補助額を下回る場合どうすればよいか	最終の手前の支払いで還元ください。 還元する支払い方法については双方で協議してください。		2023/12/27
14	補助金	確定申告	交付された補助金は、課税対象になりますか	住宅取得者等が個人の場合、補助金は一時所得に該当するため、一定額以上は申告が必要です。 ただし、本補助金は、所得税法第42条第1項(国庫補助金等の総収入金額不算入)に規定する「国庫補助金等」に該当しますので、所定の手続きにより所得の参入から除外できる場合があります。また、住宅ローン減税等を併用する場合、住宅の取得価格等から控除する必要があります。詳しくは、税務署等にご確認ください。	●	2023/12/27
15	交付申請		交付申請の手続きについて、事業者等が消費者へ手数料を請求してもよいですか	本事業において、事業者と消費者間の手数料について特に定めはありません。ただし、手数料が設定される場合、事業者は消費者に対して金額や内容について事前によく説明し、合意を得てください。(契約書等に記載する等)		2024/2/1
16	交付申請		「こどもエコすまい支援事業」(令和4年度補正予算事業)と「子育てエコホーム支援事業」(本事業)において補助対象を分けて交付申請することはできますか。	「こどもエコすまい」で補助を受けていた場合であっても、補助対象が重複せず、請負工事が別である場合は「子育てエコホーム」で補助を受けることができます。同じ契約で2つの事業の補助を受けることはできません。		2024/2/1
17	全般		子育てエコホーム支援事業、こどもエコすまい支援事業への申請を考えていたが、申請受付締切までに交付申請(予約申請を含む)を行っておらず補助を受けられない、契約関係など業者とのトラブルが生じているが、どのように対応すればよいですか。	子育てエコホーム支援事業等では、事業の予算が終了したこと等により交付申請期間が終了した場合などの対応を、予め施主と住宅事業者の間で取り決め、その内容を共同実施規約として提出することとしており、この取り決めに基づき進めていただくこととなります。 契約関係など業者とのトラブルにつきましては、下記に記載する住宅に関する相談窓口「住まいのダイヤル」にご相談ください。 <住まいのダイヤル> 電話:0570-016-100/03-3556-5147 受付時間:10:00~17:00(土、日、祝日、年末年始を除く。) ※住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)に基づく指定法人「公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター」による、住宅に関する相談窓口です。 なお、本事業の要件に関することは、以下に記載の本事業の窓口へお問い合わせください。 <子育てエコホーム支援事業お問い合わせ窓口> ※「住宅省エネ2024キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口」として設置されています。 電話:0570-055-224 (IP電話の場合は03-6625-2847) 受付時間:9:00~17:00(土、日、祝日を含む。)		2024/2/1
18	交付申請		個人事業主である請負者に、同一人格で発注する請負契約を締結することはできますか	発注者と受注者が同一人格となるため契約が成立したとは認められません。民法によれば、契約とは、異なる人格間において一方が債権を有し、他方が債務を負うことを合意することによって成立するものとされています。		2024/03/29
19	交付申請		交付申請の予約から交付申請の間で、どのような申請内容の変更なら認められますか	交付申請の予約とは、交付申請が見込まれるものについて、一定の予算を確保するものです。具体的な工事や利用する部材、性能等により補助額が算出できることが必要であり、また、所定の期限内に交付申請を行う必要があります。予約後は、工事内容を追加して交付申請を行うことはできませんが、一部の工事の取りやめ、設置する製品(型番)の変更は可能です。その場合も、交付申請額が予約した補助額を超えることはできません。		2024/03/29
20	交付申請		工事請負契約書、不動産売買契約書に、「印紙」は必要ですか	印紙税の納付(必要かどうかを含む)については、印紙税法をご確認ください。 (相談先:社内の経理、法務、お近くの税務署へ相談) 交付申請の提出書類はマニュアル記載の確認事項が確認できるものを提出してください。		2024/03/29
21	交付申請		工事請負契約書、不動産売買契約書に記載されている対象住宅住所が、地名地番です。(番地、建物名が異なります)申請できますか	対象住宅について締結した請負契約書であれば、(地番表記であっても)その契約書を提出してください。 審査において確認させて頂く場合があります。		2024/03/29
22	交付申請		区画整理や再開発により、工事請負契約書、不動産売買契約書に記載されている対象住宅住所が、他の書類と大きく異なります。(町の名前等から異なる)申請できますか	対象住宅について締結した契約書であれば、その契約書を提出してください。		2024/03/29
23	交付申請	共同事業実施規約	共同事業実施規約において、甲(補助事業者)の押印はどの判子を押す必要がありますか。事業者登録や契約書と異なる判子でもよいですか	甲は、社印(個人事業主は実印)を押印してください。事業者登録時の押印と同じであることを必須とはしませんが、補助の対象となる工事または住宅の販売における契約と同じ印鑑を押してください。		2024/03/29
24	交付申請	共同事業実施規約	共同事業実施規約において、乙(共同事業者)の押印はどの判子を押す必要がありますか。契約書と異なる判子や自署でもよいですか	乙が法人の場合など、押印が必要となる場合は、補助の対象となる工事または住宅の販売における契約と同じ印鑑を押してください。なお、乙が個人であり、本人が自署する場合は、押印不要です。		2024/03/29
25	交付申請	共同事業実施規約	「共同事業実施規約」に、条項の追加や編集を行ってよいですか	指定様式の変更(編集)はできません。 追加等の必要がある場合は、覚書等を作成し締結してください。		2024/03/29
26	交付申請	共同事業実施規約	共同事業実施規約に誤記入した場合、訂正印を利用して修正してもよいですか	原則、正しい情報で作成しおこなってください。なお、訂正の有無にかかわらず、提出された書類で確認事項が生じた場合は別途ご連絡いたします。		2024/03/29
27	交付申請	共同事業実施規約	契約の締結と共同事業実施規約の締結のタイミングが異なった結果、契約書を締結した際の法人の代表者と、共同事業実施規約を締結した際の法人の代表者が異なりますがよいですか	差し支えありません。なお、共同事業実施規約については、工事請負契約や不動産売買契約を締結できる役職者名で締結してください。		2024/03/29
28	交付申請	共同事業実施規約	補助金が契約金額や契約の締結前に工事を行ってもよいですか	補助金が契約金額や契約の締結に影響を与える場合もあることから、原則として工事請負契約と同時に締結することを推奨しております。すでに工事請負契約を締結している場合は、交付申請(予約を含む)の提出までに締結を行っていただければ構いません。		2024/03/29

子育てエコホーム支援事業 よくあるご質問

全体

最終更新日 2024/3/29

No	分類	分類	質問	回答	共通	更新日
29	補助金	還元	補助金を、発注者(購入者)が受け取るのはいつですか	還元方法「最終支払に充当する方法」を選択した場合、補助金は工事費や購入費の一部として充当されることになります。 「現金で支払う方法」を選択した場合、原則として工事が完了し引渡を受けた後に事業者から受け取るようになります。		2024/03/29